承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和2年米原市条例第25号)について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、 その承認を求める。

令和2年5月1日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日公布されたことに伴い、緊急に米原市都市計画税条例(平成17年米原市条例第49号)の法律の引用条項を改正する必要が生じ、令和2年3月31日に米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専 決処分する。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

米原市長 平尾道雄

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

米原市都市計画税条例(平成17年米原市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項または第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項または第33項」に改める。

付則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。 付則第6項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項および第7項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第8項から第10項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第11項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第 15 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項までもしくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項もしくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「または法」を「または」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の米原市都市計画税条例(付則第4項において「新条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部 を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法

律第 226 号) 附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第号)の施行の日の前日までの間における新条例付則第15項の規定の適用については、同項中「、第47項もしくは第48項」とあるのは、「もしくは第47項」とする。

改正後	現行	改正理由
(納税義務者等)	(納税義務者等)	
第2条 略	第2条 略	
2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資	2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資	
産税の課税標準となるべき価格(法 <u>第349条の3第9項か</u>	産税の課税標準となるべき価格 (法 <u>第 349 条の 3 第 10 項か</u>	・法律改正にあわせて引用条項
<u>ら第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27</u>	ら第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28	の改正
項から第30項まで、第32項または第33項 の規定の適用を	<u>項から第31項まで、第33項または第34項</u> の規定の適用を	
受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれ当	受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれ当	
該各項に定める率を乗じて得た額) をいい、前項の「所有	該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有	
者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について	者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について	
法第 343 条において所有者または所有者とみなされる者を	法第 343 条において所有者または所有者とみなされる者を	
いう。	いう。	
3・4 略	3・4 略	
付 則	付則	
(法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第 15 条第 44 項</u> の条例で定める割合)	・法律改正にあわせて引用条項
4 法 <u>附則第 15 条第 38 項</u> に規定する市町村の条例で定める	4 法 <u>附則第15条第44項</u> に規定する市町村の条例で定める	の改正
割合は、3分の1とする。	割合は、3分の1とする。	
(宅地等に対して課する平成30年度から <u>令和2年度</u> までの	(宅地等に対して課する平成30年度から <u>平成32年度</u> までの	・改元対応
各年度分の都市計画税の特例)	各年度分の都市計画税の特例)	
6 宅地等に係る平成30年度から合和2年度までの各年度分	6 宅地等に係る平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度	・改元対応
の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市	分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都	
計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る	市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係	
前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る	る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係	
当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該	る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当	
宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3	該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の	

の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の3(<u>第 18 項</u>を除く。)<u>または</u>附則第 15 条から第 15 条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。)<u>または</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則

3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 付則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附

- ・法律改正にあわせて引用条項の改正
- 文言整理

- 改元対応
- ・法律改正にあわせて引用条項の改正
- 文言整理

- 改元対応
- ・法律改正にあわせて引用条項

第 15 条から第 15 条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>今和2年度</u> までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を 除く。)<u>または</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画 税額」という。)とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの 各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。)<u>または</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場

則第 15 条から第 15 条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度 までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を 除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計 画税額」という。)とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの 各年度分の都市計画税の額は、付則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした

の改正

• 文言整理

・改元対応

- ・法律改正にあわせて引用条項の改正
- 文言整理

• 改元対応

- ・法律改正にあわせて引用条項の改正
- 文言整理

合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)

11 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の 都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画 税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前 年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。) <u>または</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の 表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲 げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ る都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

15 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項<u>から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項もしくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項または第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「または<u>第 33 項</u>」とあるのは「もしくは<u>第 33 項または</u>附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u>

場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画 税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)

11 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

15 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項<u>第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項までもしくは第 48 項から第 50 項まで、第 15 条の 2 第 2 項または第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「または<u>第 34 項</u>」とあるのは「もしくは<u>第 34 項また</u>は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</u>

- 改元対応
- 改元対応
- ・法律改正にあわせて引用条項の改正
- 文言整理

- ・法律改正にあわせて引用条項の改正
- ・法律改正にあわせて引用条項の改正